

# 北海道小樽潮陵高等学校いじめ防止基本方針（改定版）

2023年 9 月  
北海道小樽潮陵高等学校全日制課程

「北海道いじめ防止基本方針」の改定（令和 5 年（2023 年）3 月 31 日）に伴い、その改定内容を踏まえ、本校全日制のいじめ防止基本方針を次のとおり改定する。

## 1 いじめの理解について

### (1) いじめの定義と理解に当たっての留意点

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 留意点

- ・ いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた生徒の周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- ・ インターネットを通じたいじめなどは、当該生徒が心身に苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- ・ 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせ、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒として巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- ・ 「けんか」「ふざけあい」であっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し判断する。些細に見える行為でも、表に現れにくい心理的被害を見逃さない姿勢で対応する。
- ・ 生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」等学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

### (2) いじめの内容（具体的ないじめの態様）

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ 金品をたかられる
  - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

### (3) いじめの要因

- ・ いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- ・ いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題であり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、さまざまな場面で起こり得る。
- ・ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- ・ いじめの衝動を発生させる原因として、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（基準が外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④

遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者になることへの回避感情などがあげられる。

- ・ いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれが役割と責任を十分に自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。

そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

#### (4) いじめの解消

単に謝罪をもって安易に解消することはできない。少なくとも次の2つの要件を満たしている必要がある。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断することが大切である。

- いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対し心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安とする期間が継続していること。

- 被害生徒が心身に苦痛を感じていないこと

判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないか、被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等によりいじめ対策委員会が確認する。

## 2 「学校いじめ対策組織」について

### (1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期発見・早期対応するための日常の指導体制を以下のとおりとする。【別紙1】いじめ防止委員会（校長、教頭、生徒指導部長、特別支援コーディネータ、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー）の設置

3月には「学校いじめ防止基本方針」の検証・見直しを行う。また、保護者については、入学式（PTA入会式）や総会、地域については学校評議員会や同窓会、生徒については生徒総会、生徒会執行部から意見を聴き取り見直しを図る。

### (2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。【別紙2】いじめ対策委員会（校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、特別支援コーディネータ、養護教諭、スクールカウンセラー、関係教諭）の設置

## 3 学校の取組について

教職員は、いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという意識を常に持ち、日頃から未然防止に取り組む姿勢を持つとともに、学校の教育活動全体を通じて、いじめを「しない」、「させない」、「許さない」集団づくりに努める。

こうした集団づくりをすすめるために、全ての生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」、生徒が他者と関わり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」を通じ、次の力を身につけさせる。

- 自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら課題を克服する力

- 相手などへの影響を考えて円滑にコミュニケーションを図ろうとする力

また、いじめは生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、異質な他者を差別するなど大人の振る舞いを反映した問題とも考えられており、直接、生徒を指導する立場の教職員の振る舞いも、いじめの問題に関わってくることを認識しなければならない。

### (1) 日常のいじめ未然防止のための取組

#### ア 教育相談、いじめ相談体制の充実

- ・ 教育相談フォーム活用を含む生徒の希望に対応した教育相談の実施（随時）
- ・ hyper-QUの結果を活用した面談の実施（1・2年、年1回）
- ・ 個人面談（随時）の実施
- ・ スクールカウンセラーによるカウンセリング（随時）

#### イ 校内（生徒指導・研修）体制の確立

- ・ 「いじめ問題への対応チェックリスト」による校内体制の点検、改善
- ・ ネットパトロールの実施（通年）

- ・休み時間、昼休みなどの校内巡視（通年）
- ・「コンパス」を活用した事例研究による校内研修の実施
- ウ 生徒が教育活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組
  - ・生徒会などによるあいさつ運動
  - ・生徒会などによるいじめ防止の呼びかけ
  - ・異年齢交流の実施
    - ①新入生歓迎会の開催と実施内容の検討
    - ②学校行事（潮陵祭・体育大会・球技大会）の取組
    - ③小・中学生や地域住民の方々との交流
- エ 警察など関係機関の協力及び各種通信などによる啓発
  - ・講話（スマホ安全教室・生命の安全教室）による啓発
  - ・ほけんだより、PTA通信による啓発
  - ・各種リーフレット等を活用した啓発
- オ 生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組
  - ・一人一人に配慮したコミュニケーション能力を育む授業づくり
  - ・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
- カ 人権やアイヌ文化などについて学習する機会の充実
- キ 「性的マイノリティ」とされる生徒に対するプライバシーを配慮した日常的支援及び生徒に対する必要な組織的指導の取組
- ク 「多様な背景を持つ生徒」に対する、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援と保護者との連携、周囲の生徒に対する適切な組織的指導の取組
- ケ 保護者との連携
  - ・三者面談など連携による迅速な状況把握と情報共有
  - ・授業公開の実施
- コ 教職員の言動
  - ・生徒との積極的なコミュニケーション
  - ・不適切な差別的言動に対する注意
- (2) **いじめの早期発見**（いじめ見逃しゼロ）の取組
  - ア いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」を活用した校内研修の実施
  - イ 家庭との連携、協力関係の構築
  - ウ いじめアンケートの実施と結果活用（6月、10月）
    - ・心配な様子が見られる生徒に対しての個人面談の実施
    - ・新入生に対しての面談の実施
  - エ 日常のきめこまかな生徒観察（チェックリスト【別紙3】【別紙4】の活用）
  - オ 職員打合せでの生徒情報報告（随時）
- (3) **いじめの対処**
  - ア 生徒への対応
    - ① いじめられている生徒への対応
 

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

      - ・安全・安心を確保する。
      - ・心のケアを図る。
      - ・今後の対策について、共に考える。
      - ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
      - ・温かい人間関係をつくる。
    - ② いじめている生徒への対応
 

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

      - ・いじめの事実を確認する。
      - ・いじめの背景や要因の理解に努める。
      - ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
      - ・今後の生き方を考えさせる。
      - ・必要がある場合は懲戒を加える。
  - イ 関係集団への対応
 

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止まらなかつたりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成す

ることが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

ウ 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

エ 関係機関との連携

いじめは学校だけで解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をする。

① 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察への相談、通報

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為に相当すると認められる場合

③ 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・生徒の私生活、家庭環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

#### 4 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする。掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネット上のいじめの予防

- ア 保護者への啓発（フィルタリング等）
- イ 情報教育の指導の充実
- ウ ネットトラブル防止講話等の実施

(3) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報提供
- ・ネットパトロール（定期・不定期）

イ ネットいじめへの対応

- ・状況確認 → 状況の記録 → 管理者への連絡（削除依頼）→警察への相談
- ・いじめ被害生徒、加害生徒への対応

## 5 いじめの重大事態について

### (1) 基本的な考え

いじめ防止対策推進法に定める重大事態が発生した疑いがあると認められる場合（相談機関等から連絡・報告を受けた場合も同様）には、被害生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫した上で、いじめ対策委員会が迅速に事実関係を把握し、道教委に速やかに連絡する。設置者の指導・支援を受けながら、保護者等、地域、関係機関と連携して必要な措置をとる。

### (2) 重大事態とは

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を図った、自殺を図ろうとした場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席30日を目安。ただし、一定期間連続しての欠席は、状況により判断。

ウ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがある。

### (3) 具体的な措置 重大事態時の報告・調査協力

ア 学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

イ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどんな問題があったか
- ・学校・教職員がどんな対応をしたか など

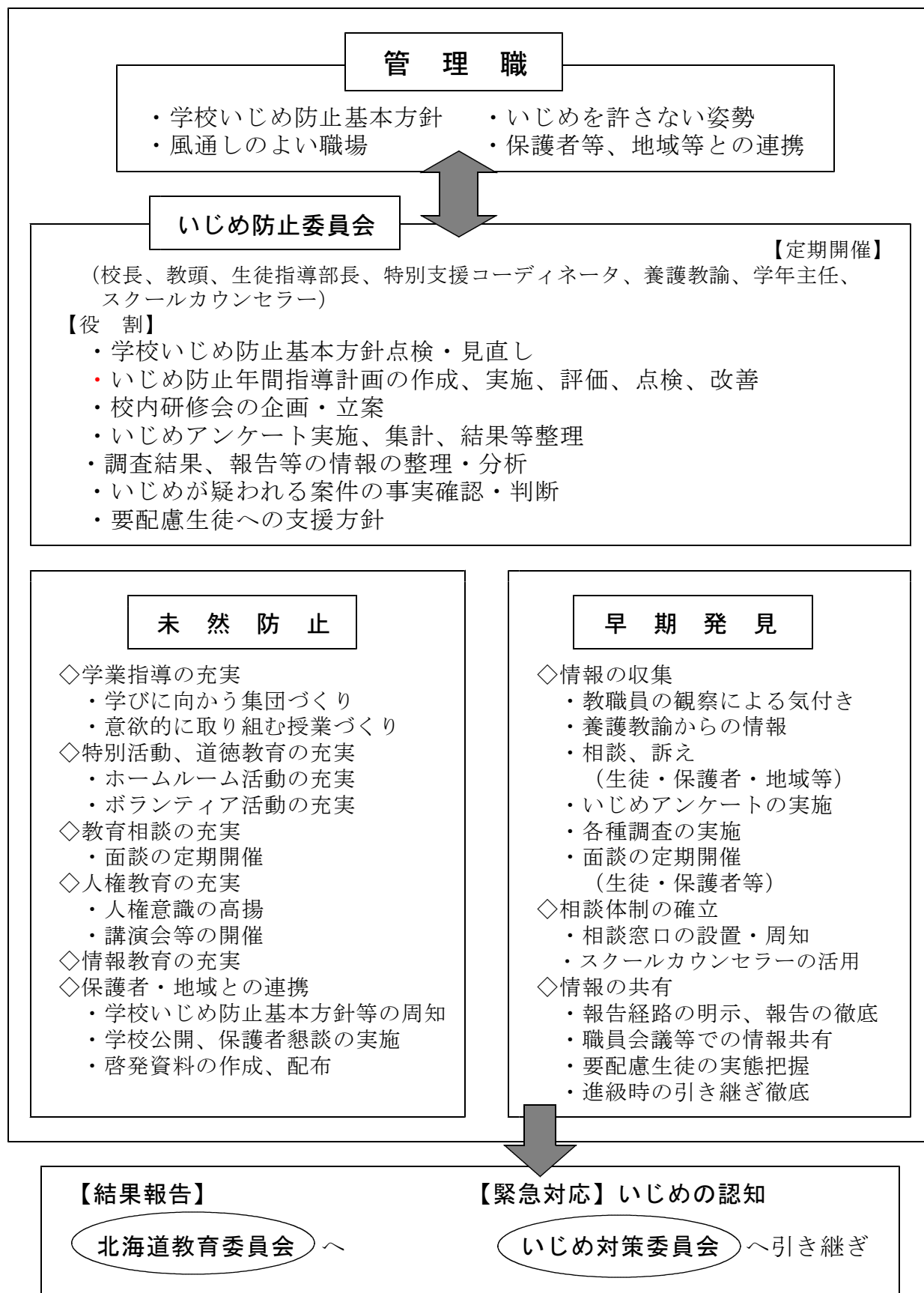
ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対する、個人情報保護に関する法律などを踏まえた真摯な情報提供

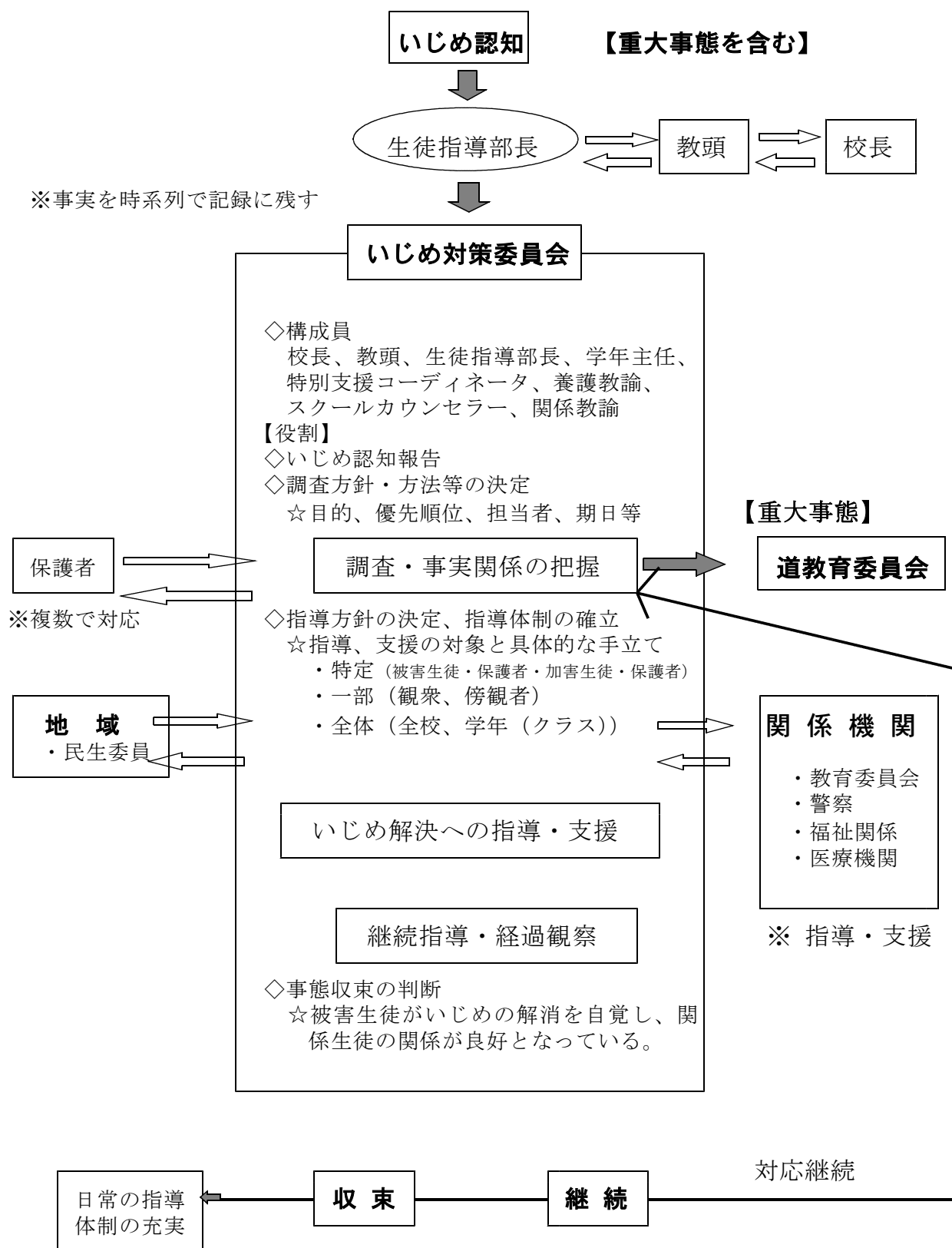
エ メンタルヘルス等による全校生徒の不安解消。状況により内外部の専門的知識を有する者の助けを受け、生徒の心のケアに当たる。

オ 加害生徒に対しては、教育相談を行いつつ「懲戒規定」及び「特別指導に関わる申し合わせ事項」に沿った対応をする。その際、いじめた生徒が抱える問題の背景に目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮し、疎外感を与えないよう教育的配慮のもと指導する。

※ 平成26年4月 策定  
平成30年5月 改定  
令和5年9月 改定

## 日常の指導体制（未然防止・早期発見）





別紙 3

## 1 いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

| 場 面      | サ イ ン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日常の行動や様子 | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・遅刻・欠席・早退が増えた。その理由を明確に言わない。</li> <li>・保健室などで過ごす時間が増えた（腹痛など体調不良を訴え保健室に行きたがる。</li> <li>・用もないのに職員室や保健室付近でよく見かける。または訪問する。</li> <li>・教職員の近くにいたがる。</li> <li>・登校時に体調不良を訴える。</li> <li>・下を向いて視線を合わせず、うつむいている。</li> <li>・休み時間に一人で過ごすことが多い。</li> <li>・交友関係が変わった</li> <li>・他の生徒の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。</li> <li>・表情が暗く（さえず）、元気がない。</li> <li>・視線をそらし、合わせようとしない。</li> <li>・持ち物をいたずらされたり、隠されたりする。</li> <li>・けがをしている理由をあいまいにする。</li> </ul> |
| 授業中の様子   | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>                                                                                                                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室にいつも遅れて入ってくる。</li> <li>・学習意欲が減退したり、忘れ物が増える。</li> <li>・発言したりすると冷やかしかからかいが入る。</li> <li>・机周りが散乱している。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 放課後の様子   | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>                                                                                                                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・慌てて下校する。または用もないのに学校に残っている。</li> <li>・ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。</li> <li>・一人で部活動の準備、片付けをしている。</li> <li>・部活動を休み始め、急に辞めたいなどと言い出す。</li> <li>・部活動の話題を避ける</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                  |

## 2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

|                          | サ<br>イ<br>ン                 |
|--------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> | ・ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。  |
| <input type="checkbox"/> | ・ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。    |
| <input type="checkbox"/> | ・ 教員が近づくと、不自然に分散する。         |
| <input type="checkbox"/> | ・ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。 |

## 別紙 4

### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

|                          | サ イ ン                 |
|--------------------------|-----------------------|
| <input type="checkbox"/> | ・嫌なあだ名が聞こえる。          |
| <input type="checkbox"/> | ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 |
| <input type="checkbox"/> | ・何か起こると特定の生徒の名前が出る。   |
| <input type="checkbox"/> | ・筆記用具等の貸し借りが多い。       |
| <hr/>                    |                       |
| <input type="checkbox"/> | ・壁等にいたずら、落書きがある。      |
| <input type="checkbox"/> | ・机や椅子、教材等が乱雑になっている。   |

### 2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

|                          | サ イ ン                          |
|--------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | ・学校や友人のことを話さなくなる。              |
| <input type="checkbox"/> | ・友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。     |
| <input type="checkbox"/> | ・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 |
| <input type="checkbox"/> | ・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。  |
| <input type="checkbox"/> | ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。   |
| <input type="checkbox"/> | ・不審な電話やメールがあったりする。             |
| <input type="checkbox"/> | ・遊ぶ友達が急に変わる。                   |
| <input type="checkbox"/> | ・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。       |
| <input type="checkbox"/> | ・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。           |
| <input type="checkbox"/> | ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。          |
| <input type="checkbox"/> | ・登校時刻になると体調不良を訴える。             |
| <input type="checkbox"/> | ・食欲不振・不眠を訴える。                  |
| <input type="checkbox"/> | ・学習時間が減る。                      |
| <input type="checkbox"/> | ・成績が下がる。                       |
| <input type="checkbox"/> | ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。   |
| <input type="checkbox"/> | ・自転車がよくパンクする。                  |
| <input type="checkbox"/> | ・家庭の品物、金銭がなくなる。                |
| <input type="checkbox"/> | ・大きな額の金銭を欲しがる。                 |